

「米飯代替提供事業」実施概要

1. 実施内容

食物アレルギー疾患を有するため、学校給食で提供される主食であるパン類又は麺類を食することができない児童生徒に対し希望に応じ、代替として米飯の提供を実施する。

2. 対象者

在学する学校に医師の診断による学校生活管理指導表を提出し、小麦、卵、乳等の食物アレルギー疾患を有するため、学校給食で提供される「パン類」又は「麺類」を食することができなく、代わりに米飯の提供を希望する児童生徒。

*米飯代替事業の申請は、対象食物アレルギー疾患（小麦、乳、卵等）があるため、「パン類」、「麺類」を食べることができない児童生徒が対象になりますので、対象食物アレルギー疾患がない場合は**対象外**となります。

***嗜好**による米飯代替提供の申請はできません。

***対象日**は、基本的に週1回ずつ提供される「**パン類**」と「**麺類**」の日となります。

3. 事業実施の流れ

①米飯の代替提供を希望する児童生徒の保護者が、**朝霞市米飯代替提供申請書**（様式第2号）を**毎年度、朝霞市教育委員会（学校給食課）**へ提出します。

*対象食物アレルゲンが年齢とともに変わることがあること、又、本事業が希望によることから、**申請は毎年度**としています。

②申請書には、パン類又は麺類を食することができない起因となる食物アレルギー疾患を確認するため、対象食物アレルゲンが明記された医師の診断書、意見書等又は**学校生活管理指導表の写し**を添付します。

*学校生活管理指導表を取得時に、**申請用にコピーを1部保管**しておいてください。

*学校に提出した学校生活管理指導表の写しは、在校する学校でも取得できます。

③保護者からの申請後、小麦、卵など対象アレルゲンがあるかどうか等の審査を実施し、決定者には朝霞市米飯代替提供決定通知書（様式第3号）により申請者に通知します。

④③で決定通知を受けた保護者は、受配校を担当する給食センターからの米飯提供用献立表（様式第5号）を確認して、パン類、麺類の提供日に米飯を希望する日に**○印**を付け、記載されている期日までに**給食センターへFAX等で送付**してください。

第四小学校、第五小学校、第八小学校の場合は、各校の様式に記載されている期日までに**学校へ提出**してください。

【各給食センター担当校】

溝沼学校給食センター：第十小学校、中学校全校

浜崎学校給食センター：第一小学校、第二小学校、第三小学校、第六小学校
第七小学校、第九小学校

第四小学校、第五小学校、第八小学校は自校式給食のため、各学校へ提出してください。

⑤各給食センターでは、各児童生徒の米飯提供用献立表（様式第5号）を確認し、該当日に保温ランチジャーに米飯を入れて対象校に配送します。

第四小学校、第五小学校、第八小学校の各自校給食室でも、各児童生徒の除去食用の献立表を確認し、保温ランチジャーに米飯を入れて該当日に対象者へお渡します。

【注意事項】

- ・米飯代替事業を希望する方は、毎年度、申請が必要となります。
- ・令和5年度に本事業を申請されていた方でも、対象食物アレルギーが年齢とともに変わることがあるため、新たに「学校生活管理指導表」の取得をお願いいたします。
- ・米飯代替事業決定者は、毎月、担当給食センターと米飯提供用献立表（様式第5号）の受け渡しを行う必要があります。
- ・代替で提供する米飯の費用は、別途徴収金は発生しません。
- ・乳、卵が含まれていないパン類が提供される日がありますので、対象日に○印を付ける際はご注意ください。
- ・おかず類の代替は実施しませんのでご注意ください。
- ・パン類の日に主食以外のおかずとして「スパゲティ」や「やきそば」など小麦を使用した料理が提供される日がありますが、献立表のおかず欄に記載されている料理は対象外となります。
- ・希望日に病気等で、米飯提供が不要となった場合は、担当の学校給食センター（第四小学校、第五小学校、第八小学校は各学校）へ至急連絡をお願いします。
- ・米飯代替提供事業は、米飯の代替提供を希望する方のみとなっていますので、対象食物アレルギー疾患に該当する方でも、ご家庭からの弁当等で対応されている方は、今までどおりでの対応は可能です。
- ・添付書類である「学校生活管理指導表」は申請時に必要となりますので、申請を希望される方は、申請時までに取り得ていただくか同封の申請書の同意欄の「1 同意する」に○をしていただくようお願いいたします。

